

宮川漁業協同組合三重内共第16号第5種共同漁業権遊漁規則

(目的)

第1条 この規則は宮川漁業協同組合が免許を有する三重内共第16号第5種共同漁業権にかかる漁場(以下「単に漁場」という)の区域において組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動植物(あゆ、おいかわ、あめご、こい、うなぎ)の採捕(以下遊漁という)についての制限に関し必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

- 第2条** 漁場の区域内において遊漁をしようとする者は予め組合に申請してその承認をうけなければならない。
- 2 前項の規定による申請は竿釣り、ゴロ引き、ヒッカケ、たも網、投網による遊漁の場合には口頭でその他の場合には遊漁対象水産動植物、漁具、漁法、遊漁区域、期間、を記載した遊漁承認申請書を提出しなければならない。
- 3 組合は第1項の規定による申請があったときは竿釣り、投網、ゴロ引き、ヒッカケ、たも網による遊漁の場合には第11条に規定する場合を除きその他の場合には当該遊漁の承認により当該水産動物の保護培養若しくは組合員若しくは他の遊漁者(第1項の承認を受けた者をいう以下同じ)の行う水産動物採捕に著しい支障があると認められる場合又は第11条に規定する場合を除き第1項の承認をするものとする。
- 4 第1項の承認を受けた者は直ちに第7条第1項の遊漁料を同条第2項の方法により組合に納付しなければならない。

(漁具漁法の制限)

第3条 次に掲げる魚種を対象とする遊漁はそれぞれ次に掲げる漁具漁法で、それぞれにおける規模の範囲内でなければならない。

魚種	漁具・漁法	規模
あゆ	竿釣り、投網、ゴロ引き、たも網、ヒッカケ	ゴロ引きに使用する竿の長さは4.5m以内とする。
おいかわ	竿釣り、投網	竿の長さは4.5m以内とし、リール及び毛ばりの使用は禁止する。
あめご	竿釣り	
こい	竿釣り	
うなぎ	竿釣り、はえなわ、もじ	

(遊漁の期間)

第4条 次の魚種を対象とする遊漁はそれぞれの期間内でなければならない。

あゆ	6月15日から12月31日まで	こい	1月1日から12月31日まで
あめご	3月1日から9月30日まで	うなぎ	1月1日から12月31日まで
おいかわ	7月1日から翌年5月31日まで		

前項の公示は伊勢、中日、毎日の各新聞に公表するものとする。

(禁止区域)

第5条 前項の規定による期間内でも次に掲げる区域内においてはそれぞれ期間中は遊漁をしてはならない。

区域の種類	区域	禁止時期等
あゆ (保護区)	度会橋より上流 350m	6月15日から 8月15日午前5時まで
	沼木中学より赤井橋まで	
	立岡まきより下流 700m	
	長原若瀬より下流 200m	
	粟生頭首工より上流 200m	
	下楠の大周り淵	
あゆ (禁漁区)	度会橋から JR 鉄橋まで	10月1日から20日 午後4時まで
	佐八町水管橋下流 100mより小田古川河口まで	
	大野木サニー橋梁より上流 380m	
おいかわ (禁漁区)	JR 鉄橋より下流	1月1日から12月31日まで

(体長制限)

第6条 次の表に掲げる魚類は三重県の規定する大きさの魚類は採捕してはならない。

1、あゆ	2、おいかわ	3、あめご	4、こい	5、うなぎ
採捕できない大きさ		三重県の規定に準ずる		

(遊漁料の額及び納付方法)

第7条 遊漁料の額は次の通りとする、この場合遊漁者が中学生以下又は肢体不自由者はこれを無料とし、次項ただし書きに規定する方法により納付する。

1 竿釣、投網、たも網、ゴロ引き、ヒッカケ、はえなわ、もじによる遊漁の場合。

魚種	漁具・漁法	遊漁料	
		日券(1日)	年券(1年)
あゆ	竿釣、投網、たも網、ゴロ引き、ヒッカケ	2,000円	6,000円
おいかわ	竿釣、投網	500円	1,000円
あめご	竿釣	1,000円	3,000円
こい	竿釣	500円	1,000円
うなぎ	竿釣、はえなわ、もじ	1,000円	3,000円

2 遊漁料の納付は次に掲げる場所においてしなければならない。

組合事務所伊勢市佐八町1720の4、各支部本部理事、監事、その他組合が指定している入川券扱い所で納付する、但し遊漁の場合当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。

(遊漁承認証に関する事項)

第8条 組合は第2条第1項により許可した者に入川券を交付する。

2 入川券は他人に貸与してはならない。

(遊漁に際し厳守すべき事項)

第9条 遊漁者は漁獲の場合には入川券を携帯し監視員の要求があれば提示しなければならない。

2 遊漁者は遊漁に際しては監視員の指示に従う。

3 遊漁者は遊漁に際しては相互に適切な距離を保ち他の者の迷惑となる行為をしてはならない。

- 4 遊漁者は次に掲げる区域内における川底をかくはんしてはならない。
 宮川大橋 300m 上流、佐八地内南水水管橋 80m 下流より小田古出会迄、
 大野木サニ一道路橋より上流 300m 各鮎の産卵場を指定する場所。

(漁場監視員)

- 第 10 条 漁場監視員はこの規則の励行に関して必要な指示を行うことができる。
 2 漁場監視員は監視員証を携帯し腕に着用すること。又は、ベストを着用すること。

(違反者に対する処置)

- 第 11 条 組合は遊漁者がこの規則に違反したときは直ちにその者に遊漁の中止を命じ又は以後のその者の遊漁を拒絶することがある、この場合遊漁者がすでに納付した遊漁料の払い戻しはしない。

様式(1)

遊 漁 入 川 券

<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center; border: 1px solid black;">年 日 券 券</td> <td style="padding: 2px 5px;">遊漁入川券控</td> <td style="text-align: right; padding: 2px 5px;">No.</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; border: 1px solid black;">住 所</td> <td colspan="2" style="border: 1px solid black;"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; border: 1px solid black;">氏 名</td> <td colspan="2" style="border: 1px solid black;"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; border: 1px solid black;">魚 種</td> <td colspan="2" style="border: 1px solid black;"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; border: 1px solid black;">期 間</td> <td colspan="2" style="border: 1px solid black;"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; border: 1px solid black;">料 金</td> <td colspan="2" style="border: 1px solid black;"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; border: 1px solid black;">発行日</td> <td colspan="2" style="border: 1px solid black;"></td> </tr> </table>	年 日 券 券	遊漁入川券控	No.	住 所			氏 名			魚 種			期 間			料 金			発行日			<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: right; padding: 2px 5px;">No.</td> <td style="text-align: center; border: 1px solid black;">年 日 券 券</td> <td style="padding: 2px 5px;">遊漁入川券(領収証)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; border: 1px solid black;">住 所</td> <td colspan="2" style="border: 1px solid black;"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; border: 1px solid black;">氏 名</td> <td colspan="2" style="border: 1px solid black;"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; border: 1px solid black;">魚 種</td> <td colspan="2" style="border: 1px solid black;"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; border: 1px solid black;">期 間</td> <td colspan="2" style="border: 1px solid black;"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; border: 1px solid black;">料 金</td> <td colspan="2" style="border: 1px solid black;"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; border: 1px solid black;">発行日</td> <td colspan="2" style="border: 1px solid black;"></td> </tr> </table> <p style="text-align: center; margin-top: 10px;">宮川漁業協同組合 係 ⑩</p>	No.	年 日 券 券	遊漁入川券(領収証)	住 所			氏 名			魚 種			期 間			料 金			発行日		
年 日 券 券	遊漁入川券控	No.																																									
住 所																																											
氏 名																																											
魚 種																																											
期 間																																											
料 金																																											
発行日																																											
No.	年 日 券 券	遊漁入川券(領収証)																																									
住 所																																											
氏 名																																											
魚 種																																											
期 間																																											
料 金																																											
発行日																																											

漁 場 監 視 委 員 証

○	監 視 員	○		
<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%; border: none;">宮川漁業協同組合</td> <td style="width: 50%; border: none;">支部 氏名</td> </tr> </table>			宮川漁業協同組合	支部 氏名
宮川漁業協同組合	支部 氏名			